バイトの教育学

高校生バイト禁止の理由と問題点

がくまるい

はじめに

疑問は学びの原点なのに、学校の決まりや文化に対する「なぜ」に先生も保護者も中々答えられません。疑問や悩みに少しでも答えたい、そして疑問を大切にする人が増えてほしい。そのような思いから、教育について歴史・制度・考え方などを、普段はYoutubeやnoteで文献に基づいて丁寧に解説しています。多くの人が疑問に思っても学校が明確に答えてくれない、真剣に検討されたことのないような素朴な疑問を多数扱っています。

今回扱う高校のバイト禁止も、多くの学校で特に説明もなく当然のように行われているけれども、多くの生徒が疑問を持っていることの１つです。私の出身高校も当然のように原則バイト禁止でした。同級生の中にはバイトを巡って学校と揉めた人もいました。そして、なぜ禁止なのかの理由は「学業に支障が出るから」の1点張りでした。

しかし、その理由だけでは納得できない生徒が多数いるのが現実です。バイトを認めている高校もあるのに違いはどこにあるのか、大学になると当然のように認められるのになぜ高校だとダメなのか、バイトをして得られる経験やメリットも沢山あるのではないか、経済状況など特例で認められる生徒の中には学業と両立している人もいるじゃないか。反論は山のように浮かびます。

大学進学した私は、こうした疑問は教育学部で学べば解けるかもしれないと思っていました。しかし、教員免許を取得する上でも、大学院

に入り教育学を専門的に学ぶ上でも、高校生のバイトの話は一言も出てきませんでした。バイト禁止の件に限らず、小中高と学校で感じてきた疑問の多くは、全く触れられないまま残りました。

もちろん、教育学を学んで実際に指導する立場も経験する中で、現場の先生方が多大な苦労をしながら、工夫していることも痛感しました。ただ、教育の中には広い視野で検討されることなく前例踏襲で行われていることも少なくない、これも事実だと知りました。誰かが真剣に疑問と向き合い答えなければならないという思いで、教育学の専門家として、教育学の専門の世界でも目を向けられていなかったことを含めしっかり検討して、広く発信することとしました。私のような疑問を抱く子どもたちに応えるものであるとともに、保護者や教員含め多くの方に、子どもの疑問を言い訳で済まさず大切にする考え方を伝えていきたいです。

私は決して高校が生徒のバイトを禁止することが全くダメとは思っていません。しかし、先ほど挙げたような生徒の反論を「言い訳するな」と一蹴しては大変もったいないと思います。理由があるならば丁寧に説明することで、納得させ信頼を得ることにも繋がります。そして、生徒にも物事を一つ一つ考えて丁寧に説明する姿勢を学ばせることにも繋がります。バイトを認めている高校もあるという社会の現実を踏まえながら、一方で認めていない高校もあり、本校はこうした理由で校則を定めているという説明があれば、納得しやすいのに加えてより広く社会を見る力も養えます。当然、理由が説明できないものであれば、校則を見

直す必要があります。うまく説明したい側の方も、説明がほしい側の方も、本書の内容が参考になれば嬉しいです。

まず、第1章では高校生のバイトの実態を整理します。高校生の労働は調査が少なく、どれくらいの生徒がバイトをしているのかということすら整理されていません。禁止について考える前に、日本社会の高校生の労働状況を把握します。

第2章では本題に入り、高校がバイトを禁止する主な理由を解明します。重要な事項にもかかわらず、高校生のバイトについて国や行政の言及はほとんどありません。今回は、行政の見解を示した貴重な文書「北海道苦情審査委員」の高校生の申立に対する回答を中心に、なぜ高校が生徒のバイトを禁止することが認められているのか考察します。

第3章では、逆に高校生がバイトをする利点はどう考えられてきたのか、主な意義として挙げられる「社会経験」「社会勉強」について考察します。公的な見解ではあまり加味されないバイトの意義について、一般に高校生がバイトで得られるものはどう捉えられているのか見ていきます。

第4章では、高校生のバイトについて生徒指導としてどう捉えられてきたか、言説を整理します。高校生のバイトを非行につながる問題行動と捉える見方が戦後直後から見られましたが、時代が進むにつれ、厳しすぎる校則として批判されたり、キャリア教育としての意義を一部認めたりと様々な見解が出てきました。高校生のバイトについて学校教育でどう位置づけるか未だにしっかりとした議論は行われていませ

んが、その一つの素材になるよう、これまで散発的に出された国・教育委員会・教員・研究者などの見解を整理します。

第5章は「高校生とバイトの歴史・統計」と題して、第4章が考え方の面で歴史を見たのに対して、第5章では主に数値の面で歴史を見ていきます。現在そして未来を考える上では歴史的な経緯を踏まえることは欠かせません。継続的な大規模調査がなく過去の実態は把握しづらいところがありますが、過去の様々な調査を集めて整理を試みています。

第6章はこれまでを総括して、高校生バイトの現状・禁止される理由・歴史などを知ることが重要だと示します。

専門家と申し上げましたが、私自身もまだまだ教育について知らないことばかりで日々学んでいます。そして、教育学は教える側だけでなく、学ぶ側・教育を受ける側の考えがとても大切です。本書をお読み頂いた感想や新たに浮かんだ疑問などを、私がくまるいのyoutubeやnoteにコメントして頂けると、私もさらに学びを得ることができて嬉しいです。

本書が少しでも皆様の学びや気づき、疑問解消などの一助になれば幸いです。

教育学部助教Vtuber がくまるい

目次

はじめに　1

第1章 高校生バイトの現状　7
(1)バイトしている高校生は約2割　7
(2)学校や地域で大差：ほぼ0から8割超まで　9
(3)法的には認められているが…　11
【注釈】　12
【第1章の参考文献】　14

第2章 高校バイト禁止の理由　16
(1)憲法違反？貴重な高校生の苦情申立・回答　17
(2)生徒を守るため：無知で安価な労働力にしない　21
(3)授業時数設定に余裕がないため：大学と違い詰め詰め　23
(4)雇用者と生徒のズレ：勤務時間・日数　24
(5)高校生と労働の関係から目を背けない　25
【注釈】　26
【第2章の参考文献】　26

第3章 バイトは社会経験になるのか　28
(1)社会経験・社会勉強になるという認識（生徒・保護者）　29
(2)社会経験とは：社会の仕組みと多様な人を見る　30
(3)反対意見　マイナスの経験・学校での体験を超えない　34
(4)「社会経験」は不当な扱いを正当化するものではない　36
【注釈】　37
【第3章の参考文献】　38

第**4**章 高校生のバイトと生徒指導：非行・校則・キャリア教育 **40**
(1)生徒指導上の問題行動としてのバイト 41
(2)バイトと非行（犯罪行為） 42
(3)80-90年代～　過度な校則への批判 44
(4)00年代～ キャリア教育　好影響？進学に悪影響？ 45
(5)放置され続けた高校生とバイトの関係　個別実践頼み 49
【注釈】 52
【第4章の参考文献】 53

第**5**章 高校生とバイトの歴史・統計 **55**
(1)戦後：新制高校制度、「アルバイト」の語の普及 55
(2)70年代　労働省調査と都教育委員会調査の乖離 57
(3)80-90年代　高校生バイトの普及 59
(4)00年代～　高校生バイトの定着 60
(5)半世紀の放置　教育として・福祉として 62
【第5章の参考文献】 62

第**6**章 高校生とバイトの関係に目を向ける必要性 **65**
(1)各章のまとめ 65
(2)教育学の世界でも俯瞰できていない 66
(3)現状・理由・歴史など知ることから始まる 68
【第6章の参考文献】 70

奥付 **71**

第1章 高校生バイトの現状

勉強も遊びも部活もバイトも頑張る、充実した高校生活といえばこんなイメージではないでしょうか。しかし、多くの高校生にとっては現実味がなく、フィクションのように思えるでしょう。特にバイトはそもそも禁止という高校が多いです。

高校はバイトを認めるか判断をすることはあっても、バイトや労働に関して指導することはあまりありません。ましてやバイト禁止の高校では、労働や働く同年代の人のことはほとんど知らないまま過ごします。

バイトするにしてもしないにしても、労働について知っておくことは大切です。また大人も、高校生のバイトを禁止・否定するにしても、高校生の現状を知った上で判断し助言する必要があります。

本章では、高校生バイトの現状と、高校生のバイトがどう論じられているのかを整理します。

(1)バイトしている高校生は約2割

高校生の労働については全員を対象とした調査がなく、正確な実数は不明です。しかし、以下に紹介するいくつかの調査から、高校生のおおよそ2割が（休業中に限らず定期的に）バイトをしていると推定されます。

2020年、高校1-3年生1738名が回答したマイナビのネット調査（文献1）では、バイトをしている高校生が19.4％でした。なお、大学進学希望者では14.6％と割合がやや下がります。勤務日数は平均週3.0日、勤

務時間は平均3.6時間、バイト就業者の部活所属率は40.1%（非就業者は48.4%）となっています。この調査は2019年から行われており、例年同じような結果が出ています（※1）。高校生の2割が平均週3で3〜4時間くらいバイトをしている、ということです。

また、2016年に沖縄県立高校全60校で2年生の保護者4383名が答えた調査では、子どもがバイトしていると回答したのは21.5%でした（文献2）。この調査は2016年の沖縄県立高校全生徒数14578人の50%を対象としており（回収率60.1%）、今回参照した調査の中では最も全数調査に近いものとなっています。ほぼ同条件の2019年調査では24.3%、2022年調査では24.5%でした（文献3）。

さらに、2019年に国立政策研究所が行った全国の高校3年生の保護者に対する調査では、子どもがアルバイトしている割合は17.6%でした（文献4、回答数2817名）。回答者の子どもには大学進学希望の人が91.9%と多く、他の調査よりバイトしている割合がやや低くなっています。この調査では家庭の収入が上がるほど子どものバイト率が下がることも示され、年収400万円以下では27.4%、1050万円以上では7.1%でした。

世界規模の調査もあります。2015年の国際学力調査PISAでは、高校1年生に対して「調査の前日、始業前または放課後に有給で労働したか」を質問し、日本では8.1%がしていると回答しました（文献5）。前述のマイナビの2020年調査を参考に、バイト勤務日数を平均週3日とすると、働いている割合は18.9%と推定されます。なお、同じ質問に対

してブラジルでは43.7%、アメリカ30.4%、ドイツ17.9%、台湾12.3%などとなっており、日本の8.1%は世界的に低い割合でした。

以上の様々な調査を見ると、高校生のバイト割合はおおよそ2割とみられます(※2)。

なお、学校の長期休業期間中のみなど短期を含めた高校生のバイトの経験率はもう少し上がります。先述のマイナビ2020年調査では37.1%(文献1)、沖縄公立高校2年生2022年調査では32.2%でした(文献3)。また、2020年公立全日制高校を対象とした国立青少年教育振興機構の調査では、高校2年生のバイト経験率は30.0%でした(文献6)。

(2)学校や地域で大差:ほぼ0から8割超まで

働いている高校生は2割と聞いて、「そんなにいない」と思われた方、逆に「もっと多いのでは」と思われた方もいるでしょう。学校が認めているかの違いは大きいですし、地域に高校生の労働する場があるかどうかも差があります。

個別の高校に焦点を当てた調査では、全国平均とは違った結果が見られます。2012年釧路市の1高校を調査した研究では、44.4%の生徒がバイトをしていました(文献7)。また、2010年名古屋市内12高校で行われた調査では、バイトをしている割合が0%の学校から69%の学校まであり、定時制では83%という学校もありました(文献8)。同一

地域内でも、高校の方針等によってバイトしている割合は大きく異なります。

基本的には、主に大学進学を目指す進学校といわれる学校でバイト割合が少ない傾向にあります。2007年東京都の普通科9高校で行われた調査（文献9）では、大学進学率6割以上の3校で平均8.8%、進学率4-6割の2校で51.6%、進学率4割以下の4校で50.4%となっていました。また、2019年に国立政策研究所の調査（文献4）では、偏差値(※3)が高い学校ほどバイト率が下がることが示されました。

また、都会であれば労働需要も多く高校生が働ける場所も多いため、都市部の方がバイトしている高校生が多い傾向にあります。2004年11-12月ベネッセが高校1・2年生に実施した調査（文献10）では、バイト経験者の割合が大都市で28.8%、中都市で8.9%、郡部で11.5%でした。もちろん、都市部の学校でもバイトを禁止している所もあるので、多いのはあくまで傾向の話です。

なお、高校生がバイトする主な職種は、飲食店かスーパー・コンビニなどの販売店です。2016年1854名が答えた厚労省の調査（文献11）によると、多いのが飲食店31.5%、スーパー22.6%、コンビニ14.8%となっています。先述の2019年マイナビ調査では、飲食（接客調理＋販売）が49.2%、スーパー・コンビニが26.5%でした（文献1）。飲食店とスーパー・コンビニの比率は両調査で異なりますが、高校生の主要なバイト先が飲食店とスーパー・コンビニであることは確かです。

しかし、主に周辺の高校がバイトを認めていない地域では、こうした業種でも「高校生不可」となっている場合が多いです。ただ、そうした環

境にいる高校生でもなんとかバイトしている場合もあります。周辺の大手チェーンは高校生不可、電車等で都市へ行ける交通網もない地域でも、個人経営の飲食店でこっそり働くといった事例は多々あります。

(3)法的には認められているが…

法律で高校生の労働が禁止されているわけではありません。各学校単位で禁止しているのが実態です。

労働基準法では、満15才を迎えた以後の3月31日が終わるまで、つまり義務教育が終わるまでは、特例を除き原則雇用できません（56条）。それ以降の満18才未満では、時間外労働や休日労働が認められないなど成人との条件の違いはありますが、雇用は認められています。つまり、高校生は年齢的にはバイトが可能です。

しかし、各学校で制限・禁止することは合理的という判断が通例となっています。その理由が学校から詳しく説明されることはあまりありませんが、第2章ではその理由を解明します。

高校生のバイトに関しては、あまり体系的な研究が行われていません（文献9 p.167）。もちろん全く研究がゼロではなく、90-00年代には高校生の進路意識やフリーター化（文献7 p.25）に関連付けた研究（第4章で扱います）、2010年代からの貧困に焦点を当てた研究等が行われています。しかし、よく言われるバイトが社会経験になるという点はしっかりと検証されていません。世界的にも、学生の労働に関し

ての意見は一致しておらず、職業体験が責任感など将来だけでなく学習にも役立つ特性を身につけられると考える人も、学習への集中や時間が少なくなると考える人もいます（文献5、p.216）。バイトの利点も踏まえた考察は第3章で行います。

詳しくは後の章で考察しますが、禁止の是非を置いたとしても、思考停止で禁止するのではなく高校生と労働の関係をもっと考えるべきでしょう。高校生は悪質な雇用者から見て「無知で安価な労働力」として利用されやすく、2016年厚労省の調査では、バイトする高校生の60.0%が労働条件通知書等を交付されていない、32.6%が何らかのトラブルがあり中には賃金の不払い等もあることが公表されてます（文献11）。

バイトする高校生はもちろん、今はバイトしていない高校生も将来様々な形で働きます。高校生の現在と将来どちらのためにも、現在バイトを禁止している進学校であっても、労働をタブー視せずに向き合う必要があります。

【注釈】

※1　毎年サンプル数や調査項目に変化はあるものの、例年似た結果が得られている。調査での高校生のバイト就業率は19年:26.0%、20年:19.2%、23年:23.8%。なお、23年調査ではバイトをしている高校生の勤務日数は平均週2.8日、勤務時間は平均4.2時間であった（文献

12）。

※2　総務省『就業構造基本調査』（文献13）を基にした高校生のバイト率の分析（文献14）もあるが、数値に実態との乖離が大きいと考えられるため今回は他の調査を参照している。

この分析は『就業構造基本調査』の「男女，年齢，就業状態・仕事の主従，教育，求職活動の有無別15歳以上人口」の「在学者」「高校」の欄を参照している。その結果、2012年高校生のバイト率が全国で5.5%と、今回挙げた他調査と比較して著しく低い割合となっている。沖縄県で7.9%となっており、先述した沖縄での全数に近い調査（文献2）で出た21.5%と乖離していることや、宮崎県の男子、秋田県の女子で高校生バイト率が0.0%となっている等、実態にそぐわない結果と考えられる。

『就業構造基本調査』は総務省の基幹統計ではあるが、全数調査ではなく、全国約50万抽出世帯に対して行われる。他の統計とのズレの要因は明らかではないが、高校生サンプルの不足や世帯単位の調査という調査方法が影響しているのかもしれない。

なお、高校生のアルバイト割合に関しては、統計によって大きな差異が見られることは1970-90年代の調査からも見られる（文献15）。

※3　この調査での「偏差値」とは「高校偏差値.net」と「高校受験ナビ」という2つのインターネットサイトの平均値を参照している（文献4 p.10）。大規模模試データを有する大手塾が算出したものではなく、どこまで実態を反映しているか疑問であるため、あくまで参考程度のデータ

として捉えている。

【第1章の参考文献】

1. 株式会社マイナビ 社長室 HRリサーチ部 アルバイトリサーチチーム『高校生のアルバイト調査』2020年
2. 沖縄県子ども総合研究所『沖縄子どもの貧困実態調査事業・報告書』2017年
3. 沖縄県『令和4年度 沖縄子ども調査 高校生調査報告書』2023年
4. 濱中義隆『高校生の高等教育進学動向に関する調査研究 第一次報告書』国立教育政策研究所、2021年
5. OECD ”PISA 2015 Results(Volume III):Students’ Well-Being” 2017
6. 国立青少年教育振興機構『青少年の体験活動等に関する意識調査(令和元年度調査)報告書』2021年
7. 中囿桐代「高校生アルバイトの労働実態と学校生活 『子ども』ではいられない高校生たち」『教育学の研究と実践』7、pp. 25–34、2012年
8. 小島俊樹「拡大する貧困層世帯の高校生とアルバイトとの関連性」『人間文化研究』15、pp. 179–192、2011年
9. 宮本幸子「アルバイトが進路志望に与える影響 —性別の違いに着目して—」『都立高校生の生活・行動・意識に関する調査報告書：学校外の活動と社会観』ベネッセ教育研究開発センター、pp. 167–176

、2009年
10. ベネッセ教育研究開発センター『第1回子ども生活実態基本調査報告書 [2004年]』2005年
11. 厚生労働省『高校生に対するアルバイトに関する意識等調査』2016年
12. 株式会社マイナビ 社長室 HRリサーチ統括部『高校生のアルバイト調査』2023年
13. 総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」2013年
14. 舞田敏彦「データえっせい：都道府県別の高校生のバイト率」2014年：http://tmaita77.blogspot.com/2014/12/blog-post_7.html (参照2023年11月22日)
15. 長尾由希子「高校生アルバイトの量的推移に関する一試論」『東京大学大学院教育学研究科紀要』42、pp. 159–168、2002年

第2章 高校バイト禁止の理由

先述の通り、高校生に対するバイト禁止の判断は各学校で独自にしています。高校生の労働は法律などで禁止されていないので、中には自由にバイトできる学校もあります。法律にないのに学校が生徒の学校外の行動まで制限できるのか、と思われるかもしれません。そうした問い合わせは行政に度々寄せられますが、どの自治体も各学校の裁量が認められるという見解を示しています。

以下は宮崎県への問い合わせと回答ですが、おおむねどの自治体もこのような回答に留まり、禁止することが合理的である理由は示していません。

（提言）私の働いている所はアルバイトを多く雇う仕事であるが、高校生を雇う際に、真面目に働いている者達がアルバイトがばれて謹慎させられ辞めていくことが続き、毎回悲しい気持ちにさせられる。先生に申告していない生徒も悪いが、もう少し緩和できないかと感じている。

学業とアルバイトを両立して頑張っている子どもたちの芽を摘みたくない。アルバイトをする上でデメリットもあるが、メリットもあるということを先生方には理解してほしい。

（回答）本県では、まず学校教育の中で、子どもたちが社会人・職業人として自立するために、小・中・高等学校の発達段階に応じて、ふるさと学習や職業体験、インターンシップなどの幅広いキャリア教育に取り組んでいるところです。

アルバイトにつきましては、教育目的や教育課程などの実態に応じて、各学校において規程を設けており、全ての県立高校において、家庭の経済状況などの条件を満たす生徒に対し、許可をしている現状です。

将来を見据えた職業観や勤労観を醸成する上で、アルバイトなどを通して働くことは大変意義深いことであることは御提言いただいたとおりでありますが、各学校の教育活動の中でアルバイト許可の規程を設けておりますことを御理解ください。

【出典：宮崎県HP「県民の声」2019年2月28日（文献1）】

これから述べますが、バイト禁止に合理性がないわけではありません。しかし、きちんと説明があるべきだと思います。本章では、高校のバイト禁止の理由を考察していきます。

(1)憲法違反？貴重な高校生の苦情申立･回答

重要な事項にもかかわらず、高校生のバイトについて国や行政の言及はほとんどありません。先ほどの県の回答でも、バイトは経済的理

由で認めるものであり職業教育は別に行っている、ということが示されていました。高校生の労働自体が例外的なものとされています。

そんな中で、行政の見解を示した貴重な文書が「北海道苦情審査委員」の回答です。苦情審査委員制度とは北海道が1999年に設置した道機関の業務に対する苦情を審査し、妥当な場合は機関に改善要求をする制度です。

この苦情審査委員に対して2016年度、高校生が以下のように、アルバイトの制限・禁止は憲法違反ではないかという申立をしました。

28ー8号 高校生のアルバイト禁止について

現在、私の住む〇〇市内の高校では、アルバイトについて許可制をとっています。また、同じく市内にアルバイトを「原則禁止」としている高校もあるようです。

これは明らかに法に違反していると考えます。最近では教師にアルバイトの相談をしたところ、「成績の芳しくない生徒については許可を出さない」旨の回答を受けました。これについても先述と同様に違法と考えます。理由は以下の通りです。

・憲法第２７条において労働の権利が認められている。

・労働基準法第５６条２項における「児童」の定義が、同第５７条１項にある「満１８歳に満たない者」という文言より、満１８歳未満の者でないことがわかる。つまり高校生の就業にあたり学校長の許可は不要である。

・学校に裁量権があったとしてもそれが憲法に定められる労働の権利を妨げることはできない。

以上のことより、アルバイトに関する実態把握（許可を目的としない申請）は必要と考えますが、アルバイトに関して許可を必要とする、また原則禁止とすることはあってはならないはずです。この件に関して調査と妥当な対応を求めます。

【出典：北海道苦情審査委員(2017) pp.15-16（文献2）】

この高校生の申立に対して、以下のように学校の校則と教員の指導は、生徒を悪質な労働から守るため、学業に支障が出ない様にするために合理的であるという回答が示されました。

高校には校則があり、その中には「アルバイトをするものは、事前に担任に届け出て許可を受ける」という条項があります。

仮に許可制ではなく、届出制であったり、無制限であった場合には、判断力の未熟な生徒が劣悪な環境のもとで労働させられる危険性があったり、あるいは、例えば経済力の乏しい親が子である生徒に労働を強いることなどの弊害も考えられ、その結果、学業がおろそかになる可能性もありますし、生徒が健全な成長を果たせないという可能性もあると思われます。したがって、アルバイトを許可制にするという高校の校則には、合理性が認められると考えます。

（中略）教諭は、「本校では、赤点があるなど成績が芳しくなく、進級や進路に影響がある場合は、届出があっても許可しないこともある

こと、申立人は、進学を希望しており、部活動や生徒会の活動も行っていることから学習時間の確保が必要であり、そのような観点から積極的に賛成できないが、保護者とよく話し合い結論を出すよう指導した」ということです。そして、申立人が保護者も同意している旨話したので、同教諭はアルバイトについて了解をしたということです。上記の、同教諭の説明・指導には、上述した校則を具体的に運用する際の説明・指導として不合理なものは認められません。

【出典：北海道苦情審査委員(2017) p.16（文献2）】

あくまで申立人の1高校に対する見解ではありますが、学校が生徒のアルバイトを制限・禁止することは認められる、合理的であると示されています。おそらく、この見解は多くの他の自治体も支持するものと思われます。

なお、本申立の最後には、全ての校則や指導が際限なく認められるわけではないことが記されています。

以上のとおり、申立人の申し立てた苦情については、理由がないものと判断いたしましたが、苦情審査委員が、高校の校則や、教師の指導に生徒は盲従すべきだと考えているわけではないことはもちろんです。

申立人が校則に問題を感じたときに、憲法上の権利はどうなっているのだろうと考えたことは、非常に有意義なことだと感じました。

【出典：北海道苦情審査委員(2017) p.16（文献2）】

ここからは上の見解を土台に、高校が生徒のアルバイトを制限・禁止する理由を考察していきます。

(2)生徒を守るため：無知で安価な労働力にしない

1つ目の理由は、生徒を不当な労働から守るためです。

多くの高校は労働に関してあまり指導していません。バイトをする高校生1854名が回答した2016年厚労省の調査（文献3）では、労働条件を書面で明示する必要性や有休制度、事業主が一方的に減給できないことなど、雇用に関する法律を知らない高校生が多いことが明らかになりました。多くの高校生は法律を知る機会、もとより知る必要性を認識する機会がないのですから、当然の結果です。

実際に、雇用者側も適切な扱いをしていないことが多々あります。前述の調査では、バイトする高校生の60.0%が労働条件通知書等を交付されていない、32.6%が何らかのトラブルがあり中には賃金の不払い等もあることが示されています。

雇用者から不当な扱いを受ける危険性が高いうえ、経験の少ない高校生の中にはどんな不当な扱いを受けても、自分が悪い・頑張らないといけないと「過剰適応」し、バイトを減らす・辞めるという選択肢を考えないケースも少なくありません（文献4 pp.31-33）。本来は成人と同じ権利を持ちますが、不当にも「非正規雇用者でいつでも労働契約を切る事ができてまじめに仕事をこなし、社会保険も負担しなくていいまこ

とに都合の良い労働力」（文献4 p.33）として扱われている現状があります。

多くの高校はこうした状況から生徒を守り、雇用者に対応する経験知識を有していません。生徒に何かあっては大変ですから、できれば一律に禁止したいということになります。もちろん、そうして労働から目を背けた結果が今の高校生の立場を生んでいる側面もあり、今の対応でいいのかは考える必要があります。

逆に高校側が生徒を不当に扱うことがないと信頼できる雇用者については、例外的に認められることもあります。例えば、私の出身高校では原則バイト禁止でしたが、年末年始に限って近隣の神社と郵便のバイトだけは公認されていました。地域の歴史の中で根付いている職場・業務ゆえ、学校に信頼されていたということでしょう（※1）。以下、教員向けの雑誌から引用しているように、信頼できる職場は例外的に認めている学校も多いようです。

東京のある工業高校の事務室長は「郵便配達など、信頼のおけるバイト先の場合は黙認している。アルバイト体験を通して勤労意識を持ったり、挨拶の仕方などを学んでくる生徒も多い。非行の契機になると懸念する声もあるが、一律に指導方針を決めるのは難しい。ケース・バイ・ケースで判断している」と話す。

【出典：『週間教育資料』489、1993年（文献5 p.3）】

(3)授業時数設定に余裕がないため：大学と違い詰め詰め

2つ目の理由は、授業や課題など正規の学習だけで、時間的・肉体的に厳しくなるであろう時間設定を多くの高校がしている点です。よく「学業がおろそかになる」と言われますが、根気の問題ではなく時間の問題で両立が困難ということです。

学習指導要領で、高校全日制課程における週当たりの授業時数は30単位時間を標準、つまり週5日なら50分授業を6時間とされています。しかし、「必要がある場合には、これを増加することができる」とも記され、現実には土曜授業や7時間目などがある高校も多いです。実際、公立高校全日制普通科の25.6%が週33単位時間以上の授業を行っています（文献6）。

授業時間だけならまだしも、これに家庭で学習する課題も加われば、日々学習だけで手一杯です。部活動もしていればなおさらです。ただ、学校によって授業数や課題の多い少ないは異なるので、バイトをする余裕があるかないかは異なり、バイトを許可するかも異なってきます。

ここで大学と比べてみましょう。大学は一般に45分授業を15時間で1単位、実際には2単位の授業を90分×15回を行うことが多いです（文献7）。大学は4年間で128単位を取れば卒業できるため（大学設置基準第32条）、平均で年間32単位を前期・後期で分けて16単位ずつ、つまり週16単位時間とればいいことになります。大学は一部を除き授業が

自由に選べ、自らこれ以上学習することも可能ですが、最低限で言えば高校の半分で済むことになります。大学設置基準21条では授業以外にも自らの学習時間も含めて単位を出すことになっていますが、実際には授業外ではほとんど学習せずとも卒業可能です(その是非は本稿では扱いません)。大学と比べると、高校の拘束時間は長く、その分バイトに割く余裕はないことが多いと言えます。

(4)雇用者と生徒のズレ:勤務時間・日数

個人的にはバイトで得られる経験、バイトで得た金銭も用いて得られる経験も有意義だと思います。授業時数自体の見直しも必要ですが、週1や1-2時間といった短時間の勤務形態であれば学校との両立もやりやすいでしょう。しかし、雇用する側の立場としてはそうした勤務形態は難しいです。

雇用者は同じ人にできるだけ多い日数・長時間働いてもらいたい傾向にあります。人が多くなるほど調整や連絡も大変ですし、新しい人が入るたびに勤務について教える必要があるのでその手間が増えます。また、変な人を雇って店に損害を与えるリスクも高まります。

2020年マイナビの調査(文献8)では、高校生のバイト勤務日数は平均週3.0日でしたが、希望勤務日数は平均週2.4日であり、希望より多く勤務している人が多いです。1日の勤務時間も実際は平均3.6時間でしたが、希望時間は平均2.8時間となっています。高校生の希望より多く・長く勤務しているのが実態です(※2)。

高校生活のことまで配慮できる雇用者は少ない、生徒の学校生活を壊しかねないので学校としてはバイトを認めたくないというのは理解できます。

(5)高校生と労働の関係から目を背けない

以上のように、高校がバイトを制限・禁止することには一定の合理性があります。

とはいえ、生徒と労働の関係は進路目標を考えさせるだけで、後は全く切り離している現状は良くありません。義務教育段階または高校段階で労働に関する法律などを学ぶ機会も必要でしょう。

そして、現状働いている高校生を無視して、自己責任論だけで放置することは社会全体として大きな損失です。前述したマイナビ調査(文献8)では、バイトの理由として、20.6%が学費のため、10.0%が家族の生活費のためと回答しました。学校行事の参加や自分の将来への準備、さらには家族を支えるためにバイトをしている高校生もいるという現実は受け止めなければいけません。学習権・生存権の保障という観点で考えるという長期的な視野とともに、今個々の生徒が置かれている状況を見て対応・配慮をしていく必要があります。

では、経済的事情のみ例外的に認め、原則は禁止することが妥当といえるのでしょうか。社会経験になるなど、バイトを積極的に肯定する意見もあります。第3章では、高校生がバイトをする利点がどう捉えられてきたかを考察していきます。

【注釈】

※1　年末年始の郵便関係のバイトは例外的に許可する高校が多いようである。

多くの高校では，一般的なアルバイトは学校による許可制もしくは原則禁止とされるなか，郵便局におけるアルバイトは学校を通じて募集が行われる，公認された活動である。
【出典：上野耕平「運動部活動の一環として実施される郵便アルバイトへの参加を通じたライフスキルに対する信念の形成と時間的展望の獲得」2007年 p.126（文献8）】

※2　日数の希望が特にない生徒は20.3%、勤務時間の希望が特にない生徒は21.4%であり、多くの高校生は日数や時間の希望を持っている（文献9）。

【第2章の参考文献】

1. 宮崎県HP「高校生のアルバイトについて」2019年2月28日：https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kense/koho/kenminnokoe/koe_page/20190204112147.html (参照 2023年11月22日)
2.北海道苦情審査委員『北海道苦情審査委員 平成28年度活動状況報告書』2017年

3.厚生労働省「高校生に対するアルバイトに関する意識等調査」2016年
4.中囿桐代「高校生アルバイトの労働実態と学校生活『子ども』ではいられない高校生たち」『教育学の研究と実践』7、pp. 25–34、2012年
5.日本教育新聞社編「特集　高校生のアルバイト事情は？」『週間教育資料』489、pp. 2–3、1993年
6.文科省「平成27年度公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」2016年
7.仲井邦佳「大学の単位制度と学年暦:『1単位=45時間』と『1科目=1350分説(15週論)』」『立命館産業社会論集』51(4)、pp. 1–11、2016年
8.上野耕平「運動部活動の一環として実施される郵便アルバイトへの参加を通じたライフスキルに対する信念の形成と時間的展望の獲得」『鳥取大学大学教育総合センター紀要』4、pp.125-139、2007年
9.株式会社マイナビ 社長室 HRリサーチ部 アルバイトリサーチチーム『高校生のアルバイト調査』2020年

第3章 バイトは社会経験になるのか

第2章では、多くの高校がバイトを禁止する理由を行政の見解を基に解説しました。生徒の保護と学業時間確保が主な理由でしたが、バイトをする意義については行政の見解では言及されていませんでした。

世の中には、バイト経験で得るものは大きいという意見も、大したものは得られないという意見もあります。もしバイトが高校生に良い学びを与えるならば、一律禁止ではなく、リスクや弊害を減らしてバイトできる環境を整える方向性が必要になります。

実際には、すべき／しないべきという両極端ではなく、条件や環境によってバイト経験が学びとなるかは変わるでしょう。残念ながら、高校生のバイトに関して公的な議論はほとんどなされず、学術的研究は散発的で整理されていません。しかし、一般社会では過去も現在も色々な意見が飛び交っています。色々な意見を整理することで、こうすべきという明快な結論は出せなくても、各人が考える手がかりは得られると思います。

バイト経験で得るものがあるという人はどんな経験が得られると考えているのか、逆に経験にならないと考えている人はどんな意見を持っているか、整理していきます。

(1)社会経験・社会勉強になるという認識（生徒・保護者）

バイトの利点に社会経験は良く挙げられます。2020年マイナビ調査でも、高校生の就業目的（複数回答可）において「社会経験を積むため」は46.8%でした（文献1）。他は「貯金をするため」63.5%、「趣味のため」61.7%、「自分の生活費のため」30.2%、「学費のため」20.6%、「家族の生活費のため」10.0%等となっています。

こうした価値観は最近生まれたものではありません。1977年労働省（当時）がアルバイト経験のある高校生3162名を対象に行った調査では、アルバイトを始めた動機（複数回答可）として、37.4%が「経験のため」と回答しました（文献2）。他は「自分の小遣いを得るため」47.9%、「貯金をするため」16.8%、「自分の学費を得るため」8.7%、「家計を助けるため」5.4%等となっています。バイトで社会経験を得られるという認識は、ある程度広く見られます（※1）。

保護者にも同様の認識は見られます。1996年、東京都信用金庫協会が高校生の母親941人に行ったアンケートでは、高校生がアルバイトすることについての意見（単一回答）において、「社会勉強になる」32.6%、「お金を稼ぐ大切さを知る」18.1%、「規律や礼儀を守る」10.6%、「他にやるべきことがある」11.4%、「学生の本分は勉強」11.4%等となっています（文献3）。

反対意見はあれど、バイトが社会経験になると考える人がある程度いることは社会全体の共通認識と言えそうです。以下のように、辞書での「社会勉強」用例にもバイトが挙げられています。

しゃかい-べんきょう【社会勉強】
１ ある期間、実社会で働いて、その仕組みや動き、他人との関わり方などを学ぶこと。「アルバイトは社会勉強にもなる」
２ 自分の知らない社会の仕組みや動きを学ぶこと。「銀行マンの社会勉強」

【出典：『デジタル大辞泉』小学館】

(2)社会経験とは：社会の仕組みと多様な人を見る

では、社会経験・社会勉強とは何を指すのでしょうか。今回は世の中で挙げられるバイトで学べることを4点に整理しました。

1つ目は仕事への責任感、マナーや礼儀など態度面です。言葉や時間などは学校でも指導される事項ですが、より実践せざるを得ない場に置かれて磨かれるということでしょう。

アルバイトの場で高校生活では得られないさまざまな出会い、体験をしている。アルバイトを通して、責任感、忍耐力、礼儀正しさを身につけている。

【出典：「高校生のアルバイトとその意味」1992年 p.25（文献4）】

社会経験・社会勉強のためのアルバイトとは、働くということを就職の前に経験してみる機会、さらにそれをとおして目上の人や客に対する(敬語を含めた)言葉づかいに代表される接し方、時間厳守など、社会人になってから必要になるマナーなどの学習の場としてのアルバイトという意味である。

【出典：岩田弘三『アルバイトの誕生』2021年 p.167（文献5）】

2つ目は、お金を稼ぐ大変さ、お金の大切さを知ることです。ただし、必ずしも向社会的な勤労観に結びつくとは限りません。大変さを知ることで「楽をして稼げる」と称する違法な仕事に足が向いては元も子もありません。

本当に社会経験の幅が狭い。一〇代の後半でアルバイトの経験がないっていうのは問題だと思う。生徒のアルバイトを禁止している高校が多いでしょう。心配だからというのならば、大人が責任持ってバイト先をちゃんとスクリーニングして、安心できるところを確保した上で、アフターケアつきで、子どもたちを送り出せばいい。（中略）た

だの職場体験ではなくて、やっぱり働いて、おカネを手にするってどういうことかっていう経験を持ってもらいたい。

【出典：三浦展・上野千鶴子『消費社会から格差社会へ』2010年 pp.142-143（文献6）】

アルバイトをして学習するのはどの高校生も、「お金を稼ぐのは大変だ」ということであり、お金のありがたみを体験する。

【出典：千石保『日本の高校生』1998年 p.141（文献7）】

3つ目は、社会の仕組みを知ることです。業務の範囲や権限、自由度が高いほど色々な仕事や利益構造、他社との関わりなどが見えます。以下引用のように、高校生にも権限と責任を持たせて業務に当たらせることで、経営も理解できるという意見もあります。

人は実践を通じてしか育成できず、実践に勝る教育はない。高校生アルバイトも現場で、日々の実践が店の業績にダイレクトに結びつく経験を積み上げていけば、3ヶ月後には鈴木流経営学が浸透し、知らず知らず、経営学を語るようになるのも、何の不思議もない。

【出典：勝見明『なぜ、セブンでバイトをすると3カ月で経営学を語れるのか？』2014年 p.26（文献8）】

ただし、実際には高校生の多くはマニュアル化された比較的単純な業務を行うでしょう。広い社会の中での1業種1店舗かつ限られた業務

の範囲でしか学べないのは確かです。しかし、その狭い範囲であっても見えるものは多数あると思います。私は大学・大学院時代、学業との兼ね合いも考えてバイトは大学内のものばかりしていました。大学というほんの狭い世界の経験ですが、大学本部の広報や社会人向けの資格講習運営など様々な業務を通して、大学と社会の関わりや学内組織の構造など、ただ学生・院生として過ごしただけでは全然大学のことを知らなかったと気付かされました。狭い世界であっても有用な経験になり得ます。

4つ目は、社会には色々な人がいると知ることです。もちろん教員や生徒間でも様々な人はいますが、学校内では絶対に関わらない人が沢山います。関係性も教員と生徒、生徒と生徒ではなくなります。その中で、丁寧な応対で手本にしたいような人と接することも、難しい人・とんでもない人と接することもあります。客はもちろん職場の人の姿も色々と見えます。

携帯電話会社の電話応対のバイトは印象的だった。（中略）そこで学んだのは、「世の中には会話が成立しない人がいる」ということだ。何人かに1人がクレーマーで、いきなり怒鳴ってくる人がいたり、こちらの言うことを理解できない人も多かった。ランダムにいろいろな人と接する仕事は、早いうちにやっておいたほうがいいかもしれない。「この人には、こういう対応をすればいい」ということを網羅的に学ぶことができる。

【出典：ひろゆき『1％の努力』2020年 p.88（文献9）】

大学キャリアセンターへの調査では、サークル、アルバイト等の学外活動の経験が極端に少ないという社会経験の希薄さが、就職困難学生の特徴の１つとして挙げられています（文献10）。もっとも、9割以上が何らかのバイトを経験する大学生と高校生とでは状況が違う点には注意が必要です。

もちろん、実際にバイト経験を学びにできるかは環境にも左右され、個人差がとても大きく、学業や他の活動とのバランスの問題もあります。

(3)反対意見　マイナスの経験・学校での体験を超えない

一方、アルバイト程度で見られるのは社会のほんの一端に過ぎず、その程度の社会経験に意味はないという意見も昔から見られます。以下は高校生に限ってはいませんが、1953年、当時まだ大学進学率が低かった女子のアルバイトについて、懸念を記した文です。

百貨店の臨時雇の売子になって、どれだけ社会を見たということになるのだろうか。卑屈な家庭教師の何カ年かをやってみた後、それで自分の人生経験が何か豊かになったと誰が考えるだろうか。だから、アルバイトが社会を見る目を肥やすなどとは、無責任なアルバイト擁護

論にすぎないのである。ひとの家庭や営利事業の汚穢とからくりとをのぞいてみたところで、それは若い女子学生を卑俗な意味での現実主義者や軽はずみなニヒリストにはするかも知れないが、彼女たちの精神を決して清く麗わしいものにはしないだろう。

【出典：大河内一男「アルバイトのもつ意義」1953 p.256(文献11)】

上記は、バイトで得る経験はプラスにならない上にマイナスになるという見解でした。

ここまで行かずとも、バイトで得る経験は学校卒業後に出来る(程度のもの)と考える人もいます。以下のように、高校生活でしか出来ない経験に価値を置き、バイトで得られる経験は高校生活の経験を上回るものではない、という意見です。

アルバイトで自立心が育つと言いましたが、それは、アルバイトだけとは限りません。学校生活や家庭生活などでも自立心は十分に育てることができます。アルバイトに精を出すよりも、まずは目の前の勉強に力を入れること、そして学校生活を中心に青春を大いに楽しむこと、部活や生徒会や委員会や体育祭や文化祭などで友情を育てたり深めたりすることに力を入れたいと思います。（中略）お金のために働くのは社会人になってからでもよい

【出典：花田修一「専門職大学院における『ディベート的討議演習』(その3)」2010年 pp.104-105（文献12）】

ただ、私見ですが今回調べてみて、バイトでの社会経験そのものを否定する論は少ない感じがしました。高校生のバイト不要派・禁止派は、得られる社会経験の否定ではなく、学業への支障をはじめとしたリスク・デメリットを理由にする論が多い印象を受けます。

(4)「社会経験」は不当な扱いを正当化するものではない

バイトで得られる経験は狭い経験ですが貴重な実体験であり、禁止一辺倒よりも、むしろバイトがしっかり経験値になるように振り返る機会を設けた方が良いのではと思います。

しかし、これは高校生が社会において労働者としても、未成年としても、高校の生徒としても正当に扱われることを前提としたものです。「社会経験」は不当な扱いを正当化するものではありません。バイトの意義として社会経験が強調されることについて「これも社会経験」と自らを押しこめてしまう危険性が指摘されています。

就職してから働くのは大変なことだという話をよく聞くなかで、アルバイトで今体験しているのと同じ苦労を就職後にもきっと経験するはずだ、だからそれを乗り切るための修行・訓練としてどんなアルバイト業務にも耐えなければならない、それこそが社会経験・社会勉強としてのアルバイトの意義である、そういった意識をもつ学生が少な

くないとすれば、そのような意識がブラックバイトのはびこる温床となった可能性は高い。
【出典：岩田弘三『アルバイトの誕生』2021年 p.169（文献5）】

高校生であれば自らが助けを求めるべき状況かも分からないことは多いでしょう。高校生のバイトについてそれぞれ賛成・反対意見はあれど、社会が無関心であることは高校生の学びを妨げる上、不当な労働環境を助長します。
バイトで得られる社会経験はどのようなものか、バイトせずとも学校教育や他のことで補える部分はどれくらいあるのか、言語化が難しいものではありますが、もう少し学校教育の課題として公的に議論されてもいいと思います。

【注釈】

※1 もっとも、バイトの第一目的であるかはまた別のようだ。1980年『アルバイト白書』の調査によると、単一回答での高校生のアルバイトの目的は、「社会勉強のため」は8.2%に過ぎず、「お金を得るため」が77.3%であった（文献⑬）。交遊費・学費・生活費などの区別がないため割合が高くなっているが、単一回答においては金銭面が筆頭になり、社会勉強はあくまで副次的な位置づけの者が多いとみられる。

【第3章の参考文献】

1. 株式会社マイナビ 社長室 HRリサーチ部 アルバイトリサーチチーム「高校生のアルバイト調査」2020年
2. 労働省婦人少年局『中学生・高校生のアルバイト実態調査 ―結果報告書―』1978年
3. 北村安樹子「高校生のアルバイト」ライフデザイン研究所『LDI report』71、pp. 62–63、1996年
4. 深谷昌志・武内清・明石要一・木下勉・畠山滋「高校生のアルバイトとその意味：首都圏 16 校の調査から」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』44、pp. 22–25、1992年
5. 岩田弘三『アルバイトの誕生：学生と労働の社会史』平凡社、2021年
6. 三浦展・上野千鶴子『消費社会から格差社会へ：1980年代からの変容』筑摩書房、2010年（新書版：『消費社会から格差社会へ：中流団塊と下流ジュニアの未来』河出書房新社、2007年）
7. 千石保『日本の高校生：国際比較でみる』日本放送出版協会、1998年
8. 勝見明『なぜ、セブンでバイトをすると3カ月で経営学を語れるのか？：実践ストーリー編』プレジデント社、2014年
9. ひろゆき『1%の努力』ダイヤモンド社、2020年
10. 深町珠由「大学・就職支援機関から見た若者の就職困難性と支援の課題：ヒアリング調査結果から」労働政策研究・研修機構『ビジネス・レーバー・トレンド』2017年11月号、2017年

11. 大河内一男「アルバイトのもつ意義」阿部知二・清水幾太郎編『女子学生ノート』新評論社、pp.250-262、1953年
12. 花田修一「専門職大学院における『ディベート的討議演習』(その3):ディベートの教育的有効性とその実際」『教育総合研究:日本教育大学院大学紀要』3、pp.95-118、2010年
13. 加藤鐐二「職業高校におけるアルバイトの実状」『哲学と教育』29、pp. 66–70、1982年

第4章 高校生のバイトと生徒指導：非行・校則・キャリア教育

第2章では、多くの高校がバイトを禁止する理由を行政の見解を基に解説しました。校則でバイトを禁止する、あるいは許可制の際に判断するのは、校務（学校教員の業務）の中で言えば主に生徒指導にあたります。

ところが、教員免許取得の課程において、高校生のバイトに関して考える機会は皆無です。現在、生徒指導の大きな指針である『生徒指導提要』（文献1）にもバイトについては記されていません。教職の授業において高校でバイトをどう指導するか考える機会は皆無で、私自身教免（中高国語）取得において一度も考える機会はありませんでしたし、少なくとも教職課程の教科書や教職課程の授業実践研究レベルでは見聞きしたことがありません。（もしそのような教職の授業を経験された方・教員養成課程の授業実践例をご存知の方は情報をいただけると幸いです）

高校教員は学校現場に入って初めて、高校生のバイトに対応する必要が出てきます。これでは、他校の状況も俯瞰できず先輩教員の前例を踏襲するしかない、という教員が多くなるでしょう。

高校で生徒指導としてバイトをする／しようとする生徒に向き合う必要があるのは現代に限った話ではありません。生徒指導におけるバイトは今までどう考えられてきたのか、これまでの国・教育委員会・教員・研究者などの見解を整理していきます。

(1)生徒指導上の問題行動としてのバイト

高校生のアルバイトに関する見解はそもそも多く記されていませんが、生徒指導上で現れる問題行動の一つとして記述している教育の専門書が戦後すぐからあります。

症状はただ一つの原因によつてのみ発現するものではない。例えば生徒がアルバイトを求めているという症状は、家計の困難という原因にのみよるものではなく、真の原因は他の原因に基づく成績の不振にあるのであつて、成績の不振を隠蔽せんとする無意識的な努力が家計の困難という口実を作為せしめたに過ぎない場合もあるであろう。

【出典：沢田慶輔「指導概論」1950年 p.23（文献2）】

文部省（現文科省）も1966年に、生徒指導上の問題行動の一例としてアルバイトを挙げています。当時から家庭の経済事情により特例的に認めることはあっても、基本的には望ましくないという姿勢だったようです。

休業日中のアルバイトについては、人がやるから自分もやるといった安易な考え方によって行われることが多い。アルバイトをしなければならない場合などには、その意義を考えさせ、健康・安全について配慮し、アルバイトの報酬が浪費癖の原因となったというようなことにならないよう、細心の指導をすることが必要である。

【出典：文部省『生徒指導の実践上の諸問題とその解明』1966年
p.179（文献3）】

(2)バイトと非行（犯罪行為）

バイトを認めたくない理由として、高校生のバイトが非行（犯罪行為）に繋がるという指摘が昔からなされています。以下は、1968年に家庭裁判所調査官が記したもので、ローティーンと記されているので中学生が年頭ですが、青少年のバイトが非行に繋がるという認識が記されています。

アルバイトといえば、ローティーンの非行にアルバイトが関係ある場合が少なくない。ことに、長い夏休みなどは、そうでなくても子どもたちの生活の規律がくずれ、非行の芽が育っている場合があり、それが休暇明けとともに、具体的な形として現われやすく、むだ使いを覚えたり、遊びに行った海や山でよくない友だちを得たりして、新しい経験をし、その惰性をそのまま新学期に持ち込みがちである。新しい経験の中に、アルバイト経験が含まれることも多い。

先年、私たちが東京家裁で、非行を犯して家裁に事件送致された都内の中学生百人について、アルバイト調査をしたことがある。その結果、「アルバイトをしてよかった」と答えた者が五分の三、「悪かっ

た」と答えた者が五分の二あった。そして「悪かった理由」としては、「金使いを覚えた」「悪い友だちと知り合いになった」「犯罪をやる動機となった」などの項目に該当者が多かった。

【出典：大塚雅彦『非行を見る：家裁調査官の訴え』1968年 p.20（文献4）】

高校生のアルバイトと非行の関係は、2002年に高校2年生を対象とした調査が行われています（文献5）。一般の高2生1509人と全国の都道府県警察少年部門で検挙された高2生439人を対象とし、大学進学希望・部活動・性別の変数と共にアルバイトの有無を独立変数、検挙の有無を従属変数とした回帰分析で、学期中にアルバイトをすると非行（検挙される犯罪行為）のリスクが1.3倍になることが示されました（同 p.144）。ただし、同研究でも＜アルバイト→非行＞か＜非行→アルバイト＞か他の要因か、因果関係までは明らかにしていないと記されています（同 p.146）。相互に影響し合っていることも考えられます。

学校で与えられる価値観に従う（向学校的な≒向社会的な）高校生の多くはバイト禁止の高校に通うため、バイト環境で出会う仲間はどうしても学校生活よりも反学校的な価値観や態度を取る者が多くなります。そうした環境で過ごすことが、反社会的な行動を学習する要因となることも考えられます。しかし、これをもって単純に高校生にとってバイトが有害であるとは言えません。バイトをする高校生を学校・社会が無視せず、適切な支援ができればむしろ反社会的な行動を抑制する方向に学習させられる可能性もあるでしょう。

(3)80-90年代～　過度な校則への批判

基本的に学業を乱すもの、非行を促すものとされてきた高校生のバイトですが、80年代に学校の管理的な性質への批判が高まると、高校のバイトを禁止・制限する校則も批判の対象となりました。

1989年大学生を対象に高校時代の校則を尋ねた調査（121校）では、バイト全面禁止が42校、許可制が43校、規制なしが36校でした（文献6 p.84）。この研究では、規制している学校ではアルバイト終了後、報告書の提出を義務づける学校や、生徒を通じて雇用者に許可願を提出させる学校があるものの、学校は原則指導助言に留まるべきであり、危険な業務から生徒を守るなど合理的理由がない限り制限すべきではないと主張しています（同 p.85）。

また、主に80年代校則研究を行った坂本(1990)は、法律の観点から高校生のアルバイトは制限することは出来ないと指摘しています（文献7）。以下の通り、民法第823条で親は未成年に対する職業許可権を持ち、基本的には学校が介入する余地はないとしています（※）。

民法 第823条
１．子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

ただ、バイト禁止に合理性はないものの、バイトの環境は高校生の発達成長のために作られた学校とは本質的に異なり危険もあるため、学校は禁止して封殺するのではなく、生徒の実態を把握して親も含め対話する機会を増やし、労働の教育も積極的に行うことを提案しています。

このように法律的な観点で学校は高校生がバイトする権利を妨げられないとする見解はあるものの、公的には学校の裁量権の範囲であるという見解が一般的なのは、第2章で示した通りです。

(4)00年代～ キャリア教育　好影響？進学に悪影響？

1999年にキャリア教育の必要性が示され、従来進学校であれば大学への接続のみを考えていた進路指導だけでは不十分であり、その後の職業生活も意識した教育が求められるようになりました。

学校教育と職業生活の円滑な接続を図るため，望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに，自己の個性を理解し，主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育（キャリア教育）を発達段階に応じて実施する必要がある。

【出典：中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について(答申)」1999年（文献8）】

そうした中で、今までも一般的には広く言われてきたバイトの社会経験・社会勉強という意義を、学校側も無視しにくくなりました。以下のように、生徒指導の中で社会体験としてのバイト就労の意義を認め、適切な指導を行うとする教育委員会も出てきました。

児童生徒のアルバイト就労は，勤労の尊さや，現実社会の職業生活の一端を実地に体験することにより，自己の将来の進路を主体的・合理的に考える機会となり，進路指導の観点から見て意義あるものと考えることができます。

しかし，豊かな社会において，日々のさまざまな消費欲求を満たすために，学習をおろそかにし，安易にアルバイト就労をするならば，進路指導上の意義もなく，生徒指導上も問題が多く見られます。

このようなことから，アルバイト就労を認める場合には，目的をはっきりもたせて許可することが大切です。

児童生徒の年代は，心身ともに成長期にあることから，そのアルバイト就労については労働基準法上特別な保護規定が設けられています。

アルバイト就労については，児童生徒の健康，学校生活への影響等に十分留意しながら，労働基準法に基づき適正な労働条件のもとで就労させることが必要です。

【出典：広島県教育委員会『生徒指導の手引き 改訂版』2010年 p.164（文献9）】

とはいえ、多くの高校はバイトに関して指導する能力を持っていません。意義は認めていても、学業などへの影響も含めなるべく最低限にしたいという学校が多いでしょう。

アルバイトは家庭の方針と責任で決めることである。家計が苦しければ働かせる、遊んでいるよりも働かせた方がよい、働くことを早く経験させるのがよいとして、親の責任で従事させればよいと思う人がいる。しかし学校は、常に生徒がより高い目標を達成するよう努力させ、部活動や家庭学習の時間も確保させねばならない。健全育成のため、未成年が働く労働条件・職場環境、賃金の使途についても指導しなければならない。学校生活に支障なく他の子どもに迷惑をかけないよう、アルバイトは必要最小限に抑えるため、学校は親と協力して指導を行わなければならない。

【出典：渡津英一郎「高等学校の生徒指導と家庭の役割について」2012年 p.63（文献10）】

高校生のバイトがキャリア教育として効果があるという研究もあります。年末の郵便バイトに運動部活動の一環として参加している高校生を対象とした研究では、部活動を通じて獲得したと考える協調性や礼

儀などが社会において役に立つことを実体験することにより、ライフスキルに対する信念が強化されるとしています（文献11）。
　また、定時制高校においては、アルバイトを促進する授業を行い、就業への意識と知識を向上させた実践研究があります（文献12）。ただし、（現在は多様な生徒を受け入れているものの）元々は就業しながらの通学が前提だった定時制という土壌があっての実践であり、全日制高校で同様に理解が進むとは考えにくいです。

　一方で、バイトが進学を妨げるという研究もあります。都立の進路多様校の3年生6197人対象の調査では（バイト経験率81.7%）、バイト週勤務時間が長いほど卒業後の大学・短大進学率が下がり、フリーターになる率が上がることが示されました（文献13）。バイトが進路に影響しているか、進学する気がないから高校よりもバイトを重視するのか因果はこの調査ではわからず、直ちにバイトが進学に悪影響を及ぼすとは言えませんが、両方影響し合っている可能性はあります。

高校でのバイトと進路予定（都立進路多様校3年生 2000年1月）

	人数	**大学・短大**	**フリーター**
していない	1136	**33.5**	**6.5**
平日以外	1159	**26.1**	**9.1**
平日週12時間以下	1026	**23.6**	**8.5**
平日週13-18時間	1098	**20.4**	**14.5**
平日週19-24時間	950	**15.6**	**13.8**
平日週25時間以上	579	**11.9**	**21.1**

出典：本田など(2000）p.187

(5)放置され続けた高校生とバイトの関係　個別実践頼み

高校生のバイトについては、認める・認めないレベルの話は出ても、どう教育的に位置づけていくかという話はほとんど考えられてきませんでした。バイトをしていない高校生はおろか、実際にバイトをしている高校も自分たちが労働について良く分からないまま働いているのが現状です。

バイトしている生徒が多い進路多様校では、そうした状況に何とか対応しようと自らの置かれた状況から労働について考える生徒指導実践を展開しているところもあります。

彼らは，学校経験を，アルバイトで培った労働体験と比較することで，学校を批判する。例えば，ダイは，バイトの面接で落ちた後輩に対して，「仕事と学校は全然ちゃう。仕事はしっかりせーへんと（うまく）いかん」と語った。彼らは，学校外の多様な場から価値観を持ち込むことで，学校の論理を相対化し，学校を自分たちに有利な意味世界に変換することを試みていく。

それに対して，教師たちは，授業に彼らの実生活に近い消費文化や労働に関わる話題を取り込むことで，〈ヤンチャな子ら〉を上手く利用する。X高校では，総合学習の時間に，労働法規や貧困，差別の現状を学ぶことになっている。その授業の中で，教師たちは〈ヤンチャな子ら〉の労働経験を活かすようにしていた。例えば，総合学習の時

間に，「アルバイト中に何か差別的な発言をされた経験はないか」という問いかけをして，彼らから答えを引き出し，その答えをその後の授業展開につなげていった。

【出典：石井久雄「新しい生徒指導に関する一考察」2023年 pp.35-36（文献14）】

こうした実践は、都合よく働かせたい雇用者との衝突を生む場合もあります。それでも生徒に自らの置かれた状況を捉えさせようと実践する教員の方々からは学ぶべき点が沢山あるように思いますし、もっとこうした実践がしやすい制度的・社会的な環境があるべきでしょう。

手っ取り早く、彼らが何に興味があるかといったら、それはまずバイトの時給でした。ですから、彼らが３年生になったときの現代社会—１年間、週に２時間やるのですが、そこでは労働法を徹底して教えるという授業を始めました。
（中略）でも、そのうち飽きて寝始めるのです。「なんで？」と聞いた ら、「でもそんなのうちのバイト先は無理やし。店長に言われへんし」というふうに、みんな諦めてしまうのです。知識を教えているだけでは駄目なのです。そこで、アルバイトの雇用契約書をもらって議論する授業を始めました。
（中略）彼らには、アルバイトの雇用契約書というのは何が書いてあるのかがわからない紙なのです。ですから、たいていはもらってもなくしたか、あるいはもらったかどうかの記憶がなかったり、さらに言

うと、高校生を雇うアルバイト先の経営者や雇用する側の人間がそういう契約書を作らなければいけないということすら知らなかったりする。「アルバイトの契約書を持ってきてごらん」と言って、200人くらい教えていて、持ってこられたのは10数名でした。生徒からは「そんなのバイト先に契約書くださいと言ったら、気まずくならへん？関係が悪くならへん？」という心配が出されました。（中略）そうしたら、校長先生がこの授業は面白いということで、２年目から「学校の授業で使うので雇用契約書を渡してやってください」とわざわざ校長名のお願い文を出してくれるようになりました。

　そういうこともあって、４年ほど続けてこの授業をすることができました。いろいろなバイト先があって、雇用契約書を快く出してもらえる生徒もいれば、逆ギレされるようなケースもありました。でも、もらえなくても、ものを取ることが目標ではなくて、もらえなかったそのやり取りをレポートして、みんなでどこがおかしいのかを考えることが、実は勉強になりました。

【井沼淳一郎「講演記録：生活指導実践の今日的課題」2023年 pp.63-64（文献15）】

高校生のバイトは、個別に対応するイレギュラーで済むものではありません。教育側も産業側もしっかりと位置付けようとしてこなかった結果、社会からも同年代からもあまり理解されない立場となってしまいました。

問題の所在は明らかである。我が国における高校生アルバイトは、そのすべてが「黙認」で支えられ、若者を教育・訓練する機会としてそれを正面から採りあげるところがどこにも用意されていない点にある。

【本田由紀など「進路決定をめぐる高校生の意識と行動」2000年 p.191（文献13）】

しかし、高校生のバイトについて、そうでなくともバイトについて高校段階、あるいは義務教育段階で考えることは、今でなくとも今後働く立場としても、バイトを指揮する・雇う立場になるとしても必要だと思います。働く高校生の学びを支えるためにも、社会全体でよりよい労働環境にしていくためにも、学校教育における高校生と労働の関係はもっと検討されるべきでしょう。

【注釈】

※ 民法改正により成人年齢が2022年から18才に引き下げられたことに伴い、高校生でも18才以上（多くは3年生）は契約等で成人の権利を得ることになった。これについて、高校のバイト制限は生徒を弊害・不利益から守ってきたと肯定する立場から、労働基準法第58条第 2 項など保護が受けられなくなることを懸念する見解がある（文献16）。

労働基準法 第58条

１．親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

２．親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向つてこれを解除することができる。

【第4章の参考文献】

1. 文部科学省『生徒指導提要（改訂版）』2022年
2. 沢田慶輔「指導概論」東京大学文学部教育学教室編『講座・学校教育 第6巻 学習指導の方法』目黒書店、pp.1-32、1950年
3. 文部省『生徒指導の実践上の諸問題とその解明（生徒指導資料 第2集）』1966年
4. 大塚雅彦『非行を見る : 家裁調査官の訴え』三省堂、1968年
5. 山本功「高校生のアルバイトは非行を抑止するか」『犯罪社会学研究』30、pp.138-150、2005年
6. 太田周二郎「校則・子どもの権利の実状-下-高校の校則の実態調査を素材にして」『下関市立大学論集』36(3)、pp.71-104、1993年
7. 坂本秀夫『校則の話 生徒のための権利読本』三一書房、1990年
8. 中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（答申）」1999年
9. 広島県教育委員会『生徒指導の手引き 改訂版』2010年

10.渡津英一郎「高等学校の生徒指導と家庭の役割について」『愛知大学教職課程研究年報』2、pp.55-68、2013年
11.上野耕平「運動部活動の一環として実施される郵便アルバイトへの参加を通じたライフスキルに対する信念の形成と時間的展望の獲得」『鳥取大学大学教育総合センター紀要』4、pp.125-139、2007年
12.大久保健「就業意識向上のための学校改善の検討と提言 —定時制単独校の事例に焦点化させて」『山梨大学教職大学院 令和4年度教育実践研究報告書』pp. 1–8、2023年
13.本田由紀など「進路決定をめぐる高校生の意識と行動——高卒『フリーター』増加の実態と背景」日本労働研究機構編『JIL調査研究報告書』138、pp.3-285、2000年
14.石井久雄「新しい生徒指導に関する一考察 (1)」『人間の発達と教育 : 明治学院大学教職課程論叢』20、pp.23-40、2023年
15.井沼淳一郎「講演記録 : 生活指導実践の今日的課題」『社会教育研究』40、pp.59-69、2023年
16.渡津英一郎「民法の成年年齢引き下げと 20 歳未満の就労について—高校生のアルバイトに関する指導と保護者との連携—」『愛知大学教職課程研究年報』12、pp.31-45、2022年

第5章 高校生とバイトの歴史・統計

第1章では、様々な統計から高校生のうち（定期的に）バイトをしている人の割合は、地域差が非常に大きいものの全体ではおよそ2割と紹介しました。

では、昔はどうだったのでしょうか。学校教育制度上あまり真剣に議論されてこなかった高校生のバイトについて考える一つの材料として、高校生とバイトの歴史を過去の統計を紹介しながら見ていきます。

(1)戦後：新制高校制度、「アルバイト」の語の普及

現在の高校は義務教育を終えた次の段階、大学の前段階という位置づけです。戦前の制度で言えば、旧制高校よりは義務教育を終えて進学する旧制中学に近く、現在ある高校には旧制中学由来の学校が多数あります。とはいえ旧制中学の就学率は1940年でも約7%、同等の教育段階である高等女学校・実業高校を合わせても約2割で（文献1 p.10、文献2 p.98）、現在の高校とは異なる限られた人のものでした。よって、「高校生」の歴史を見ていく上で参考になるのは現在の6-3-3-4制の教育制度が始まった戦後からになります。高校への進学率は1976年(昭和49)には9割を超え、社会における高校の位置づけは現在にかなり近くなりました。

アルバイトはドイツ語(arbeit)由来ですが、元の語は労働・研究全般を指す広い語で非正規雇用に限った意味ではありません。戦前から旧制高校の一部で俗語として用例はあったようですが、現在の意味の

日本語として「アルバイト」が使われ出したのは戦後の大学生からです。当時大学進学率が1割にも満たない中で、戦後の貧困下で労働せざる負えないエリート達が研究の意味も含む語を用いて労働を前向きに捉える意味で使われ広まったようです（文献4 p.26）。ただし、急速に普及したことでそうした意味は薄れていきます。以下は1950年の高校生向けの進路を考える本で、大学生のものとしてアルバイトに関する記述が多数あり、既にアルバイトばかりする大学生への批判もあります。

あえてドイツ語の辞書に頼らずとも、アルバイトは仕事、労働、事業、勉強、研究、製作、著述などのいみがあり、従来から、仕事、労働、また著作などに主としてつかわれていたわが國で、終戦後は、おもに学生内職のいみを代表するまでにひろまってしまつている。学生は内職労働をアルバイトとはいつても、勉強や研究はアルバイトとはいわず、代表するいみのように、アルバイトのために勉強そつちのけのものが少くない。
【出典：小山文太郎『高校生の進路計画』1950年 p.265（文献5）】

　最初は大学生の労働を指す語だったアルバイトは直ぐに高校生にも使われるようになり、50年代には高校生のアルバイトを報じる新聞記事がいくつも残っています（文献6 p.162）。1961年の書籍では、高校生がアルバイトをするようになり修学旅行にカメラを持つなど消費生活が変化してきたこと、一方で学費のためにアルバイトをする人もいること、仙台市のある高校新聞の調査では生徒の55％が冬休みにアルバ

イトをしたと答えたことなどが紹介されており、お金の大切さを学んだなど体験の価値も記されていました（文献7 pp.159-164）。

経済上の必要の有無にかかわらず、もし本人がやりたいというときには、むりに禁止することはないでしょう。しかし、ときには、アルバイトさきで、よくないことをおぼえたりすることがあるかもしれません。また、賃金などが、約束と違うときもあります。やとい主や職場については、じゅうぶんな注意が必要です。

【出典：宇野一・加藤正明・望月衛『子どもとともに：中・高校生』1961年 p.164（文献7）】

この通り60年代にはアルバイトという語は身近になっていましたが、高校生のバイトについて大規模な統計が残っているのは70年頃からとなります。

(2)70年代　労働省調査と都教育委員会調査の乖離

70年代には労働省の調査が2度ありました。いずれもバイトをしている高校生は今より少ないという結果が出ています。

1971年10月には全数調査が行われています（文献8）。これは現代でもしてほしい調査です。「年少者の保護福祉の基礎資料とする」ことが目的とされています。全ての国公私立全日制高校4187校に対して

行い、3534校から回収しています。アルバイトをしている生徒は就業日1.1%・夏休み9.6%でした。長期休業以外でアルバイトする生徒は限られているという結果です。

なお、バイト就労を禁止している高校は6.2%でした。対象校を絞り100校のみに行われた個人調査では、職種にかなり男女差があり、男子は配達19.7%・製造工20.5%・土木工事19.5%・販売店員11.5%・飲食店員3.0%、女子は販売店員30.1%・製造工22.0%・飲食店員15.6%・事務員9.1%・配達1.7%でした。

1977年10月には全日制高校110校を対象に調査が行われ（文献9）、9月時点でバイトをしている生徒は2.2%、夏休みにした生徒は9.5%、他も含め4-9月の間にバイトをした生徒は合わせて15.1%でした。こちらも、長期休業以外でアルバイトする生徒は限られているという結果です。なお、バイト就労を禁止している高校は2.7%でした。

ここまでは、70年代にバイトをする高校生は今より少なかったという結果ですが、違う結果の調査もあります。東京都教育委員会が69-70年に都立高校全日制24校の生徒に実施した調査では、「アルバイトをしたことがありますか」という質問に66.1%があると回答しました（文献10）。短期を含む経験の数値としても、時期の近い先述の71年労働省調査とあまりに乖離した結果となっています。労働省調査では東京都のバイト率は全国とそう変わらず就学日1.1%・夏休み9.1%であり、東京都の傾向とも言えなさそうです（文献8 p.4）。当時から学校により大きな偏りがあったことや、学校が把握しきれていないバイトしている生

徒が多数いて学校調査と生徒調査に差が出たことなどが考えられます。

とはいえ、バイトを禁止している高校が1割に満たないところを見ると、80年代以降よりはバイトをする高校生は限られていたと推測されます。第3章で紹介したように、1989年大学生を対象に高校時代の校則を尋ねた調査では、3分の1の高校がバイト全面禁止でした（文献11）。調査方法が違うので単純に比較できず留意する必要はありますが、80年代のバイトの広まりを受けて校則が強化されていったことは考えられます。

(3)80-90年代　高校生バイトの普及

80年代の貴重なアルバイトに関する調査・研究として、出版社学生援護会（現パーソルキャリア社：転職メディアdoda等を展開）が発行していた『アルバイト白書』というものがあります。1980年から85年にかけて毎年発行され、当初は大学生について扱っていましたが83年と84年は高校生に焦点を当てて調査研究を行っていました。

1984年1-3月高校生1892人に対して行った調査（文献12）では、定期的アルバイト従事者は20.5%、短期を含めたアルバイト経験率は65.4%でした。ただし、このバイト経験率は高校以前も含めています。調査対象の23.7%は初めてバイトした時期を小中学生の時と回答しており、特に経験率に関しては対象者の性質を考慮して見る必要があります（対象抽出の詳細は不明）。定期アルバイト従事者は現在と同等の2割となっています。

続いて、90年代の貴重な学校文化に関する調査・研究に福武書店(95年よりベネッセ)が発行していた『モノグラフ』シリーズがあります。

その高校生版で、1991年6-7月に関東4都県16校の高校2年生3246名に行われた調査(文献13)では、アルバイトをしている生徒が29.6%、アルバイト経験率は65.4%でした(うち14.8%は中学時代に経験)。この調査では対象16校個別の割合も公開されており、アルバイトをしている生徒が2割を切る学校がありませんでした。全校がアルバイトを認めている学校と思われるため、高校生全体よりは高い割合が出ていると推測されます。その中で3割であれば、現在とそこまで変化はないと言えるでしょう。

高校生アルバイトの存在は定着し、ある程度高校生を労働力として当てにする社会となりました。90年代までの高校生のバイト率を整理した2002年の研究では「今後も、一層定着し拡がっていくだろう」(文献6 p.166)と予測されていた高校生のバイトですが、これ以上は拡大しなかったことがこれ以降の統計から見えてきます。

(4)00年代〜　高校生バイトの定着

2000年1月に関東4都県の進路多様校52校の3年生6855名に行われた『モノグラフ』の調査(文献15)では、通常授業時のバイト勤務を経験したことがある者が66.2%いました(経験率81.7%×バイトをした時期休暇のみ・不明を除いた81.1%)。一方で、2000年10月に4都県(東

京・新潟・宮城・福岡）の公立6校1-3年生2020名を対象とした調査（文献16）では、バイトをしている生徒は6.8%でした。0.9%という学校もあり、地域差・学校差が大きいことが伺えます。

2007年に高校1-3年生1461人が回答した調査（文献17）では、アルバイトを現在しているが16.3%、したことがあるが今はしていないが15.0%でした。

また、バンダイネットワークスなどが当時のケータイ向けエンタメサイトGAMOWで2007年4月行い、高校生841人が回答した調査では「現在アルバイトをしている」と回答した割合は30%でした（文献18 p.326）。当時のティーン向けケータイサイト利用者という属性もあって、やや高めの割合となっていることが推測されます。

さらに、2007年10-12月に都立高校普通科2年生1548名が回答した調査（文献18）では、現在バイトをしている生徒は33.6%でした。ただし四年制大学進学率60%以上の高校に在籍する生徒に限ると8.8%であり、学校による大きな差がありました。調査を見る上では、対象者の性質を十分考慮する必要があります。

第1章で紹介したバイトをしている生徒は2割程度、ただ地域や学校によって大きな差があると示す近年の調査と、それほど離れた結果にはなっていません。各学校や地域の労働市場が高校生のバイトをどう扱うかという方針・態度は80-90年代に形成され、以降は基本的に維持されていると考えられます。

(5)半世紀の放置　教育として・福祉として

見てきたように、現在のようにおおよそ2割以上の高校生がバイトをするようになって半世紀が経ちます。その間に各地の高校が・職場が生徒のバイトにどう対応するか様々な経験があったはずですが、そうした経験は全く共有・蓄積されていません。高校生とバイトの関係は、ロクに実態把握もなされず、各人思い思いの考えで対応されています。

バイトの是非は個別の事例ごとに違うのでしょうが、せめて高校生と労働の関係は歴史上も難しいということを、学校も生徒も雇用者も保護者も知っておく必要はあると思います。働く生徒も働かない生徒も同年代の労働について知る機会が少しはあるべきでしょう。

【第5章の参考文献】

1. 文部省『日本の教育統計：明治-昭和』1971年
2. 門脇厚司・根本博・平野正宜『生活水準の歴史的推移』総合研究開発機構、1985年
3. 文部科学省「高等学校教育の現状（参考資料5）」中央教育審議会高等学校教育部会（第1回）配付資料、2011年
4. 岩田弘三『アルバイトの誕生：学生と労働の社会史』平凡社、2021年
5. 小山文太郎『高校生の進路計画』培風館、1950年

6. 長尾由希子「高校生アルバイトの量的推移に関する一試論」『東京大学大学院教育学研究科紀要』42、pp.159-168、2002年
7. 宇野一・加藤正明・望月衛『子どもとともに : 中・高校生』読売新聞社、1961年
8. 労働局婦人少年局年少労働課『アルバイト生徒就労状況調査結果の概要』1972年
9. 労働省婦人少年局『中学生・高校生のアルバイト実態調査 —結果報告書—』1978年
10. 東京都教育委員会「高校生の家庭生活とその意識」内閣府大臣官房政府広報室編『月刊世論調査』29、pp.75-92、国立印刷局、1971年
11. 太田周二郎「校則・子どもの権利の実状-下-高校の校則の実態調査を素材にして」『下関市立大学論集』36(3)、pp.71-104、1993年
12. 学生援護会編『アルバイト白書 昭和59年版』学生援護会、1984年
13. 深谷昌志・武内清・明石要一・木下勉・畠山滋「高校生たちのアルバイト体験」『モノグラフ高校生』34、福武書店、1992年
14. 深谷昌志・三枝惠子・木下勉・蒲生眞紗雄・畠山滋「高校生たちのアルバイト体験」『モノグラフ高校生』62、ベネッセ教育研究所、2001年
15. 本田由紀など「進路決定をめぐる高校生の意識と行動——高卒『フリーター』増加の実態と背景」日本労働研究機構編『JIL調査研究報告書』138、pp.3-285、2000年
16. 日本青少年研究所『高校生の消費に関する調査報告書 : 日本・アメリカ・中国・韓国の比較』2008年

17. アーカイブス出版編集部『若者ライフスタイル資料集2008』2008年
18. 宮本幸子「アルバイトが進路志望に与える影響 ―性別の違いに着目して―」『都立高校生の生活・行動・意識に関する調査報告書』pp.167-176、ベネッセ教育研究開発センター、2009年

第6章 高校生とバイトの関係に目を向ける必要性

(1)各章のまとめ

第1章では統計から高校生のバイトの実態を整理しました。現在バイトをしている高校生はおよそ2割です。しかし、学校や地域によって大きなバラツキがあります。

第2章では、高校がバイトを禁止する主な理由を、高校生の申立から生まれた貴重な行政文書を軸に解説しました。主な理由は、不当な労働から生徒を守るため、高校の授業時数設定にバイトを許容する余裕がないため、雇用者は生徒が望む短時間で融通が利く労働条件を整えにくいためでした。

第3章では、逆に高校生がバイトをする利点はどう考えられてきたのか、主な意義として挙げられる「社会経験」「社会勉強」について見解を整理しました。主な肯定的意見は、礼儀や責任感が身に付く、お金の大切さと稼ぐ大変さを知る、社会の仕組みを知る、社会に色々な人がいることを知るなどでした。否定的意見は、悪いことを学ぶ、高校生活で得られる学びを超えないというものでした。

第4章では、高校生のバイトについて生徒指導としてどう捉えられてきたか、言説を整理しました。バイトを非行につながる生徒指導上の問題行動と捉える見方が戦後直後から見られ、時代が進むと厳しすぎ

る校則として批判されたり、キャリア教育としての意義を一部認められたりしました。
　第5章では、高校生とバイトの歴史を、戦後にアルバイトという語が広まったところから、各年代の統計を通して2000年代まで見ていきました。1980年代からバイトをしている高校生はおよそ2割であり、その状態が半世紀続いていました。70年代はバイトを禁止している高校は少なく、各学校がバイトをどう扱うかという方針・態度は80-90年代に形成され、以降は基本的に維持されていると考察しました。

(2)教育学の世界でも俯瞰できていない

　高校生のバイトに関して考える機会は教員免許取得の課程において皆無であり、大学院で教育学を専門に学ぶ中でも全くなかったという話は先述しました。学校教育・生徒指導という観点での高校生のバイトに関する書籍や体系的な研究はありません。高校生のバイトが社会に定着して半世紀経ちながら、教育行政上ほとんど検討されることはありませんでした。
　今回、様々な統計や研究を参照する中で、珍しく高校生のバイトに焦点を当てた研究者の記述でも、高校生のバイトに関する認識は個人・過ごした環境で大きく違うものであるということを痛感しました。以下は、貧困という観点から個別学校の実態を丁寧に見ている2012年論文の冒頭です。

自分の娘が高校生になって、彼女の友人のあまりにも多くがアルバイトをしている、アルバイトをしたがっていることに衝撃を受けたからである。このような状況は47歳の関東地方の田舎出身の自分自身の高校生時代には考えられなかったことである。自分が大学に入学した頃を思い返してみても「アルバイトは大学生になってから」という友人たちが多かったように思う。しかし、私の住む釧路地方では、今日、あまりに多くの高校生が無防備な状態のまま〈労働力〉として既に刈り込まれている。そしてそれは「常識」として特に驚くに足らないことと受けとめられている。

【出典：中囿桐代「高校生アルバイトの労働実態と学校生活」2012年 p.25（文献1）】

人によってはここに記されたギャップを「時代が変わった」と見てしまうかもしれません。しかし、第5章で見た通り、高校生のアルバイトは1980年代にも現在と同水準でありました。記されたギャップは時代の変化ではなく、環境の違いということです。

一方で、以下は先述した『モノグラフ』2000年調査では、研究の背景において高校生のバイトは社会に定着したものとして書かれています。なお、該当部の記述は公立高校教諭が担当しています。

社会は高校生を労働力の一部とみなし、コンビニやガソリンスタンドには「アルバイト求む。時給高校生〇〇 円、大学生〇〇円」の求人案

内がみられる。それを見ても違和感は感じられず、高校でアルバイトを禁止する理由はすでに意味をなさなくなった。

【出典：三枝惠子『モノグラフ高校生』2001年 p.8（文献2）】

どちらがより実態を正確に認識しているかという話ではなく、環境によって大きく異なる状況が続いており、高校生のバイトが珍しい環境も、ごく当たり前の環境もどちらもあるということを、どの環境にいる人も知っておくことが重要だと思います。

(3)現状・理由・歴史など知ることから始まる

高校生とバイトの関係において何が最適なのか、答えを出すことは容易ではありません。個人の相性もあるでしょうし、学校環境・労働環境で変わってくるものです。高校生はバイトなんてしない方がいいが100%正しいとも、高校生はみんなバイトして社会経験をするべきだが100%正しいとも言えません。

ではどうすればいいのでしょうか。少なくとも、本書で記してきたような高校生のバイトの実態や、禁止されている理由、今までの歴史などを教員も知り、生徒にも伝えることは必要だと思います。そうすれば少なくともバイトをしたいと言ってきた生徒に対して「何を言ってるんだ、高校生がバイトなんてするわけないだろう」という誤った返答はなくなります。禁止するにしても、許可している高校もあることは踏まえつつ、第2章で記したような理由を丁寧に説明することが大切です。

さらに踏み込めば、本書で記してきたような一筋縄ではいかない地域差や歴史など幅広い情報も含め、バイト含む労働について知る機会は義務教育段階あるいは高校段階で必要だと思います。その方が各学校の判断に対する納得感も深まりやすく、バイトする上でも学びにつながりやすいでしょう。また、現在はバイトと高校が切り離されておりバイトのことで学校に相談はしづらいですが、高校で働くことについて学ぶのが一般的になれば相談もしやすくなり、高校生の労働環境ひいては学習環境の向上に繋がります。もちろん、指導に当たって考えるべきこと・扱うべき内容は本書の内容を超えて多数ありますが、本書もその一つの手がかりになれば嬉しいです。

とはいえ、まずは理由なしで禁止の一点張りではなくしっかり説明するところから始まるでしょう。合理的な理由があればしっかり説明する、理由がない・合理性に欠けていれば決まりや指導を見直すことは、教育者に最重要の姿勢だと考えています。本書の元になったのは、私が担当する「教育学」の授業の中で、学生から受けた高校のバイト禁止についての質問に、きちんと答えるため調べた内容です。調べる中で公的・学術的な見解が整理されていないことがわかり、バイト禁止について疑問に思っている人は多数いるのではないかと思い、note及び本書の執筆を始めました。本書が少しでも疑問に答えるものになっていたら幸いです。

【第6章の参考文献】

1. 中囿桐代「高校生アルバイトの労働実態と学校生活：『子ども』ではいられない高校生たち」『教育学の研究と実践』7、pp.25-34、2012年
2. 深谷昌志・三枝惠子・木下勉・蒲生眞紗雄・畠山滋「高校生たちのアルバイト体験」『モノグラフ高校生』62、ベネッセ教育研究所、2001年

奥付

【著者】がくまるい

修士（教育学）、中学・高校専修教員免許状（国語）所持。
2022年12月バーチャル学会発表「人々が文系と理系を分ける基準は何か —学問史・教育史からの考察」概要集pp.73-76掲載。J-STAGE：https://doi.org/10.57460/vconf.2022.0_73

30歳。日本学生支援機構の奨学金を大いに借りて国立大学、大学院に進学。博士課程後期に進むも博士号を取れず、2022年バーチャル世界に流れつく。
2018年からVOICEROIDやCeVIOなど音声ソフトを用いて、ニコニコ動画を中心に心理学や古典文学などの解説動画を投稿。22年、教育学の発信を本格的に始めるため教育学部助教Vtuberとして活動を開始。youtubeやnote等で、教育についての解説を中心に学びのコンテンツを発信している。23年、電子書籍出版個人サークル「学の場出版」設立。
youtubeチャンネル「がくまるい -学の場-」運営。

バイトの教育学　高校生バイト禁止の理由と問題点

2023年11月23日　初版発行
発行：学の場出版

◆Youtube：@gakunoba
◆X（Twitter）：@gakumarui
◆note：https://note.com/gakumarui/